

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第三小学校
校長名 松井 眞澄 公印

平成24年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教 育 目 標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の理念および八王子市教育目標「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を基調とし、児童が互いにかげがえのない人間として尊重し合い、集団、自然、文化、伝統に積極的にかわり、心を磨き、知を輝かせ、心身を鍛える教育を推進する。今年度は次の◎を重点項目とする。

◎やさしく ○かしこく ○たくましく

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 児童が日常生活の中に潜むあらゆる偏見や差別を見逃さず、公平・公正な心を持ち、友達と認め合い、励まし合い、支え合える関係を築けるよう、学級集団・学校体制づくりに努め、人権教育を推進する。

① 東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、人権課題についての理解と認識を深め、他者の人権を尊重する態度を生活の中に生かし、「人も自分も大切にする」児童を育てる。

② 1年間を通して挨拶や会釈の励行に取り組む。

イ よく考え、粘り強く課題に取り組む児童を育成するために、児童の学習に対する関心・意欲を培い、基礎的・基本的な知識や技能の定着を保障し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育てる。

① 児童の実態を考慮し、授業改善プランに則り、年間を見通した計画的な取り組みを図る。

② 個に応じたきめ細かな学習指導を充実させ、全児童に確かな学力の定着を図る。

③ 各教科、領域において言語活動を重視し、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、思考力・判断力・表現力を育成する。

④ 保護者教育支援ボランティアと連携し、読書活動の推進、個に対するきめ細かな支援による安全な技能実習を図る。

ウ 心身ともにたくましい児童を育成するために、豊かな体験活動と体力づくりを推進する。

① 社会科や生活科と総合的な学習の時間や特別活動などの指導を相互に関連させ、実際に見聞し、動いたり作ったり触れたりする活動を意図的・計画的に実施する。

② 小中一貫教育の一つとしての第六中学校保健体育科教諭とのTTによる体育授業の充実を図る。

③ 体育と集会活動、休み時間に関連させた体力づくりの企画、全校的に日常的な体力向上に取り組む。

④ 担任や家庭科専科と栄養士のTTによる食育の指導を充実させ、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身に付けさせる。

エ 開かれた学校、特色ある学校づくりのため、保護者、地域、中学校と協働した学びの支援ネットワークの構築を推進する。

① 「小中一貫教育推進委員会」を組織し、第六中学校との指導内容の連携を一層、強化、発展、定着させ、小中一貫教育のさらなる充実を図る。

② 地域の教材化を一層進めるとともに、地域の人材活用・交流、近隣諸機関との連携・協力、教育支援人材バンクの活用を図る。

③ 充実した施設・設備やICT機器等を活用した分かりやすい授業・楽しい授業を推進する。

オ 児童の安全と理解に努め、いじめや不登校などの対応に万全を尽す。

① 児童の心の健康を保ち、いじめや不登校を防止するため、教育相談機能を充実させ、児童の実態把握や情報交換を日常的に行う。

② 特別支援コーディネーターを中心に児童の実態を把握し、特別支援教育の充実を図る。また、個別指導計画に即した支援を関係諸機関との連携を図りながら、きめ細かく実施する。

③ いじめ調査を学期に1回定期的に実施し、いじめの早期発見と解決に努める。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ・ 各学級・専科ごとに「学力定着・向上 学級経営計画」を4月中に作成し、学年・学級・担当ごとの年間の指導の方針を明確にする。また、学期ごとに評価と修正を行い、指導が一層有効に行えるようにする。
- ・ 加配教員を適正に配置し、習熟度に応じた算数少人数指導の充実に努め、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- ・ 評価規準及び評価基準を明確にし、「都学力向上を図るための調査」「市学力調査」の結果等を生かし、各学年の学力定着・向上の状況を把握し、指導の改善に努める。
- ・ 説明文や意見文の作成、討論といった言語活動を多く取り入れ、思考力・判断力・表現力を育てる。
- ・ 体育の1単位時間あたり20分以上の運動量の確保や第六中学校との連携を生かし、体育科の授業の充実に努める。また、なわとび等の集会活動での動機付けや、全校共通の体育的取り組みの実施、休み時間の体育的遊びの奨励等と関連付け、体力の増進を図る。
- ・ 地域の人や施設、文化財、自然等を生かした体験的な活動、図書館やインターネットを利用した情報教育を重視し、児童の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習となるよう工夫する。また、児童が学習の見通しを立てたり、学習したことや学習の進み具合を振り返ったりする活動を重視する。
- ・ 朝の時間帯の有効活用を進め、火、水、金曜日の10～15分間に朝読書の時間を奨励し、すすんで読書を行う態度を育む。

イ 道徳

- ・ 全教育活動を通して、道徳的な心情・判断力・実践力や態度などの豊かな道徳性を養う。
- ・ 「人権教育プログラム」を参考にし、人権課題にかかわる個別的視点からの取組を道徳を中心に行い、人権についての知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面それぞれの資質・能力を育て、あらゆる偏見や差別をなくし、よりよく生きようとする人間性豊かな児童の育成に努める。
- ・ 道徳の時間の指導は年間指導計画に基づき、効果的な資料の活用、発問の精選、指導過程の工夫、心のノートの活用など指導法を工夫し、授業の充実に努める。

ウ 外国語活動

- ・ 英語、スペイン語に堪能な教員を専科教諭とした外国語活動の実施。また、ALTや中学校英語教諭を活用し、外国語を聞いたり話したりする活動を通して、外国語を通じてのコミュニケーションの楽しさを味わわせ、積極的に人と交わろうとする態度を育てる。
- ・ 日本語と外国語の違い、日本と外国の生活や習慣、文化の違いを理解させ、多様なものの見方をし、異なる文化をもつ人と理解し合っていくことの大切さを知らせ、国際理解を深める。

エ 総合的な学習の時間

- ・ 地域の人や施設の中から主体的に課題を発見し、自ら課題解決の方法を考え、判断・行動し追究していく中で、問題を解決する資質・能力や学ぶ楽しさ、最後まで粘り強く取り組む力を養う。
- ・ 地域の老人や障害者との交流、商工業施設の調査、森林体験教室、租税教室、地域安全マップづくり、保育園交流等の体験活動を重視し、収集した情報を図やグラフ、説明的文章にまとめる活動を通して思考力・判断力・表現力を育てるとともに、自己の生き方を考えることができる児童を育成する。
- ・ 人権課題にかかわる個々のテーマを決め、追究し、人権メッセージにまとめ発表することで、偏見や差別をなくし、よりよく生きようとする人権尊重の精神を育てる。
- ・ 第六中学校と地域の教材化「八王子学」を共同で推進し、小学4年生、中学2年生で共同発表会を行う。

オ 特別活動

- ・ 学校行事や児童会活動、クラブ活動、縦割り班活動等で、集団の一員としての自覚を高め、協力して自主的に取り組む態度や社会性を育てる。
- ・ 学級での話し合いや係や委員会での活動を通して、児童の生活にかかわる諸問題を見付け、自主的に解決するための技術や方法を身に付けさせる。
- ・ 挨拶運動や地域清掃、ふれあい給食等を通して、人も自分も大切にすることや物を大切に扱う心を育てる。

(2) 特色ある教育活動

ア 小中一貫教育

- ・ 第六中学校との小中一貫教育の体制を生かし、体育や総合的な学習の時間等での系統的な学びの推進、国語や算数の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着の保障を図る。
- ・ 小学校・中学校、教員同士で互いにそれぞれの授業を見合うと共に、実技研修や模擬授業を行い、指導方法の交流と指導の系統性の研究、児童の特性についての理解を図る。

イ その他

- ・ 全学年で外国語活動を実施し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
- ・ 地域の環境や人材を活用した学習の展開、学びや遊びの支援ネットワークの構築による、地域と共に育てる共育（教育）を推進する。また、地域に残る郷土資料・歴史資料を生活科、社会科、総合的な学習の時間で扱い日本や八王子の伝統や文化の理解向上を図る。
- ・ 学期に一回の放課後補習タイムや夏季休業中の個別指導週間を設定して、学力の定着を図る。
- ・ 日常的な給食での「残さずいただく」指導や給食室からのメッセージを活用した食育指導とともに、担任や家庭科専科と栄養士のTTによる食育や家庭科の指導、年2回の給食試食会と食育講演会の開催を通じ、食事と栄養、食のマナーや伝統について、児童の指導と保護者への啓発を図る。
- ・ ICT機器等を活用した指導の普及を図り、分かりやすい授業、楽しい授業を創造する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・ 生活指導当番による校内見回り体制を構築し、児童の生活を見守る体制づくりを推進する。
- ・ 避難訓練、セーフティ教室、交通安全教室、自転車教室、薬物乱用防止教室、学級指導等を通して、生活安全の徹底を図る。また、月に1回、通学路における実地の交通安全指導を行い、登下校時の実践的な交通安全の態度を身に付けさせる。
- ・ 保護者、地域と連携した避難・児童引渡し訓練を実施する。
- ・ PTA校外委員会や近隣町会と連携し、自転車の安全点検、登下校時や、下校後の児童の安全確保に努める。
- ・ 特別支援委員会を中心に教育相談的指導を充実させ、保護者との緊密な連携のもと、臨床心理士の招聘、巡回相談等を導入し、一人一人の教育ニーズに即した特別支援教育を行う。また、不登校にかかわる個票システムの活用の充実を図り、いじめや不登校等の早期発見、早期解決に努める。
- ・ 青少年対策地区委員会や子供会育成連絡協議会等の行事への教職員並びに児童の積極参加を図り、地域と連携した指導体制を構築する。

イ 進路指導

- ・ キャリア教育の視点を踏まえ、児童に自らの生き方やよさを見つめさせ、将来への夢や希望をもたせる。また、係活動や当番活動の充実、お店や工場で働く人とのふれあい、保育園交流体験等を通じて、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせ、生涯にわたりよく生きようとする態度を培う。
- ・ 第六中学校での毎週の体育授業の他に小中一貫教育の日における交流授業、授業参観、合同学習発表会等を実施し、小中一貫教育を推し進め、円滑な中学校への進学を図る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	15	205
2	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	15	205
3	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	15	205
4	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	15	205
5	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	16	206
6	16	22	21	14	2	19	22	21	16	18	19	15	205
備 考	・ 1学期4月 1日～ 8月29日 ・ 2学期8月30日～12月31日 ・ 3学期1月 1日～ 3月31日 ・ 5月12日及び1月19日の学校公開は土曜日に実施し、振替休業日を取らない。 ・ 10月1日の都民の日は授業日とする。 ・ 3月の5年授業日数が他学年と異なるのは、卒業式に参加するため。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

学 年		1	2	3	4	5	6
領 域	国 語	3 1 1	3 2 0	2 4 7	2 4 7	1 7 7	1 7 7
	社 会			7 0	9 0	1 0 0	1 0 5
	算 数	1 4 1	1 8 0	1 7 7	1 7 7	1 7 7	1 7 7
	理 科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生 活	1 0 2	1 0 5				
	音 楽	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	図画工作	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	家 庭					6 0	5 5
	体 育	1 0 2	1 0 5	1 0 5	1 0 5	9 0	9 0
	小 計	7 9 2	8 5 0	8 0 9	8 4 4	8 0 9	8 0 9
	道 徳	3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
	外国語活動					3 5	3 5
	総合的な学習の時間			7 0	7 0	7 0	7 0
	特別活動（学級活動）	3 9	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
総 計		8 6 5	9 2 5	9 5 4	9 8 9	9 8 9	9 8 9

備 考

ア 1 単位時間

* 1 単位時間は45分とする。

イ その他の時間

* 朝学習の時間及び朝読書の時間を毎週火・水・金曜日8：20から15分程度設定する。

* 1 学年から4 学年まで2 時間ずつの英語活動を設定する。

* 国語と算数に1・2 年生は5 時間ずつ、3～6 年は2 時間ずつあて、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図る。

* 各学年、年5 時間、人権教育の一環として社会的スキルを指導する時間を設定する。そのために、特別活動（学級活動）に5 時間ずつ時数をあてる。

* 毎学期末に1 回程度、6 校時に補習タイムを設定する。

* 夏季休業中に5 日間の補習教室を設定する。

ウ 特別活動

内容 \ 学年	1	2	3	4	5	6
クラブ活動				20	20	20
児童会活動	0	0	0	0	11	11
学校行事	37	37	38	37	43	47

* 児童会活動は委員会活動の時間とする。

エ その他